

倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年3月25日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第9号

倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和7年倉吉市条例第6号）の施行期日は、令和7年3月25日とする。